

● 算定要件早見表

要件	取組を評価	実績を評価	生活支援ヘルパーがいる	生活支援ヘルパーがいない
1 雇用創出		●		●
2 人材育成	●			●
3 人材の定着	●			●
4 新人の育成	●			●
5 キャリアアップ支援	●(1)	●(2)	●(2)※	●(1)
6 資格取得		●	●※	

※算定要件5(2)と算定要件6は、生活支援ヘルパーを雇用していない事業所は算定できません。

● 算定要件

1 雇用創出(40単位)

- (1) 市主催の「生活支援ヘルパー研修」又は「介護のしごと入門研修」での合同面接会(マッチング)に参加
- (2) 募集告知を行った上で、採用選考を実施
- (3) ハローワークに生活支援ヘルパーの求人票を出している

補足	(1)～(3)の1つでも実施していれば算定可
	届出時点で当該年度に実施予定がある若しくはすでに実施していれば対象
	令和5年度分の実施対象期間は令和5年4月～令和6月3月まで
提出を求め る際の資料	(1) 不要(市で把握可能) (2) 募集広告及び採用選考実施者数の報告 (3) 求人票のコピー

● 算定要件

2 人材育成(40単位)

- (1) 生活支援ヘルパーの人材育成方針を作成している
- (2) 生活支援ヘルパーと個人目標を設定するなど意欲向上に取り組む体制がある

補足

(1)か(2)の1つでも実施していれば算定可

届出の時点で育成方針の作成や体制が整っていないなくても、算定月の1日時点で整っていれば対象

提出を求め
る際の資料

- (1) 育成方針
- (2) 個人目標の設定がわかる資料

● 算定要件

3 人材の定着化(40単位)

- (1) 生活支援ヘルパーが有給休暇取得しやすい制度がある、又は自分の都合に合わせて柔軟な働き方ができる(就業規則)
- (2) 生活支援ヘルパーとミーティングを行うなどコミュニケーション向上や相談しやすい環境づくりに努めている
- (3) 生活支援ヘルパーが業務中に起きた事故、トラブル対応の体制がある(対応マニュアル)

補足

(1)～(3)の1つでも実施していれば算定可

届出の時点で規則の作成や体制が整っていなくても、算定月の1日時点で整っていれば対象

提出を求め
る際の資料

- (1) 就業規則
- (2) 環境づくりに努めていることがわかる資料
- (3) 事故、トラブル対応時のマニュアル

● 算定要件

4 新人の育成(40単位)

- (1) 新人の生活支援ヘルパーに対し先輩が初回のサービス提供時に同行する体制がある
- (2) 新人の生活支援ヘルパーに対し事前に家事の仕方や顧客対応への研修等を実施する体制がある。又は業務手順書を作成している
- (3) 新人の生活支援ヘルパーに対し訪問介護実施後のアドバイスやフィードバックを行い、育成に努める体制がある

補足

(1)～(3)の1つでも提供できる体制になっていれば算定可

届出の時点で業務手順書の作成や体制が整っていないなくても、算定月の1日時点で整っていれば対象

提出を求め
る際の資料

- (1) 初回は同行できる体制となっていることがわかる資料
- (2) 体制となっていることがわかる資料または業務手順書
- (3) 体制となっていることがわかる資料

● 算定要件

5 キャリアアップ支援(40単位)

- (1) 資格取得に関する相談体制(定期的な面談や相談の機会を設ける)がある
- (2) 生活支援ヘルパーに対し資格取得のための都や市の費用補助制度の周知をしている

補足

(1)か(2)の1つでも実施していれば算定可

届出の時点で体制が整っていないくても、算定月の1日時点で相談体制や周知できる体制が整っていれば対象

(2)を算定する場合、算定月の1日時点で生活支援ヘルパーを雇用している事業所のみ算定可

提出を求め
る際の資料

- (1) 相談体制となっていることがわかる資料
- (2) 制度を周知していることがわかる資料
(日時、氏名、周知方法)

● (補足)八王子市介護人材資格取得支援事業補助金とは

市内の事業所に直接雇用されている労働者が

- 初任者研修
- 実務者研修
- 介護福祉士

の資格取得にかかった費用を補助する制度

詳しくは

高齢者いきいき課 元気応援担当へ

☎042-620-7243

(ホームページ) <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/004/006/p023731.html>

令和5年度(2023年度) 八王子市 介護人材資格取得支援事業補助金

あなたの町を、
よるけるまで、
八王子

初任者研修・実務者研修・介護福祉士

介護の資格取得にかかった費用を補助します

2つの区分で、地域を支えるあなたを応援!

新規就労者枠	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに市内で働き始めた方
ステップアップ枠	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに資格を取得した方

● 算定要件

6 資格取得 ((1)を実施していれば40単位。

(1)と(2)両方実施していれば60単位。上限60単位)

(1) 生活支援ヘルパーに対し資格取得のための費用補助制度(事業所独自)があり、周知している

(2) 生活支援ヘルパーが資格取得する際、費用の補助(事業所が負担)を実施している

補足

(1)を実施していれば40単位。

(1)と(2)両方実施していれば60単位。

算定月の1日時点で生活支援ヘルパーを雇用している事業所のみ算定可

(2)補助の金額について下限の設定なし。研修費用だけでなく、交通費やテキスト代も含まれる。

届出時点で当該年度に実施予定がある若しくはすでに実施していれば対象

令和5年度の実施対象期間は令和5年4月～令和6月3月まで

提出を求め
る際の資料

(1) 自社独自の費用補助制度の内容がわかる資料

(2) 費用補助を行った実績(氏名や金額)がわかる資料

◆ 留意点

本加算は

- 支給限度管理対象外
- 給付率 100/100(自己負担なし)